

海田町告示第39号

海田町頑張る中小事業者応援金給付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

海田町長 西 田 祐 三

海田町頑張る中小事業者応援金給付要綱

(趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の拡大に対する広島県の集中対策に基づく外出機会の削減等の影響を受けた町内の対面で個人向けに商品、サービスの提供を行う中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者若しくは小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）又は個人事業主（事業を行う個人をいう。以下同じ。）のうち、給付対象者に対して、事業の継続を応援するため、事業全般に広く使える海田町頑張る中小事業者応援金（以下「応援金」という。）を給付するものとし、その給付については、この要綱に定めるところによる。

(給付対象者)

第2条 応援金は、次に掲げる全ての要件を満たす法人の代表者又は個人（以下「給付対象者」という。）に対して給付する。

- (1) 町内に本社を有し、事業者としての所得を主たる収入とする事業者の内、対面で個人向けに商品又はサービスの提供を行う事業を営む中小企業者等又は個人事業主（以下「対象事業者」という。）であること。
- (2) 別表1に掲げる業種の事業を営む事業者
- (3) 広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受け、令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月（以下「対象月」という。）の売上高が対前年同月比30%以上減少しているもの
- (4) 広島県の実施する事業（「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、
「頑張る飲食店応援事業」及び「頑張る飲食店納入事業者応援事業」）の対象事業者でないもの

- (5) 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言店舗であり、宣言書を店内に掲示していること。
 - (6) 「広島コロナお知らせQR」の発行申請を行い、発行されたQRコードを店内に掲示していること。
 - (7) 今後も町内において応援金の給付の対象に係る事業（以下「対象事業」という。）の継続の意思があること。
 - (8) 申請時点において、町税（令和2年11月末納期までのものに限る。）を滞納していないこと。
 - (9) 法人が、暴力団（海田町暴力団排除条例（平成23年海田町条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと及び法人の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - (10) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。
 - (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
 - (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (13) 令和3年1月1日までに事業を開始していること。
- 2 前項第3号の要件について、相当の事由により前年同月との売上高の比較が困難であると町長が認める場合は、次の各号のいずれかの売上高を記載した申告書（別記様式第1号）提出をもって同号の要件に代えることができる。
- (1) 令和2年1月2日から11月1日までの間
令和2年から1月から11月までのうち、最も売上げが高い月の売上
 - (2) 令和2年11月2日から令和2年12月2日までの間
連続した15日間の売上高を2倍したもの
 - (3) 令和2年12月3日から令和3年1月1日までの間
金融機関や公的機関等に提出した事業計画の令和2年12月から令和3年2月のうち1月の売上高

- 3 複数の法人の代表者又は個人として給付対象者に該当する場合、いずれか一つの身分を給付対象者とし、その他の身分については、第1項の規定にかかわらず、給付対象者とししない。

(給付額)

第3条 応援金の給付額は、一の給付対象者につき30万円とする。

(給付申請)

第4条 応援金の給付申請の期間は、令和3年4月1日から同月30日まで（以下「申請期間」という。）とする。

- 2 応援金の給付を希望する給付対象者（以下「申請者」という。）は、申請期間内に、町長に対して海田町頑張る中小事業者応援金給付申請書兼請求書（別記様式第2号）を提出するものとする。
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 申請者が法人の代表者にあつては謄本の写し、個人事業主にあつては開業届の写し
 - (2) 直近の確定申告書第一表の写し
 - (3) 対象月及び前年同月の売上高を証明する書類
 - (4) 誓約書（別記様式第3号）
 - (5) 申請者が法人の代表者にあつては当該法人の名義の振込先口座の通帳の写し、個人事業主にあつては申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し及び本人確認書類
 - (6) 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言書の写し
 - (7) 「広島コロナお知らせQR」の自店舗に配布されたQRコードの写し
 - (8) その他町長が必要と認める書類
- 4 前項第2号の直近の確定申告書第一表の写しについては、收受日付印が押印されていなければならない。なお、e-Taxによる申請の場合は、受信通知を添付すること。

(誓約事項)

第5条 申請者は、応援金の支給申請に当たっては、次に掲げる事項を充足又は遵守することを誓約しなければならない。

- (1) 第2条の要件を全て満たしていること。
- (2) 前条第2項及び第3項の書類に虚偽がないこと。
- (3) 町が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。
- (4) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、賄賂その他の刑法（明治40年法

律第45号)各本条に規定するものをいう。)に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請情報等に虚偽の記入等を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない応援金の給付を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、これが故意によらないものと認められるときは不正受給に該当しないものとする。)等が発覚した場合には、第7条の規定に従い、応援金の返還等を行うこと。

(5) この要綱の規定に従うこと。

(6) その他給付金の交付に当たり町が定める事項に従うこと。

(応援金の給付)

第6条 応援金は、申請者からの申請に基づき審査し、町長が給付を決定する。

2 町長は、第4条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、応援金の給付を決定し、応援金給付決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知する。

3 第8条第3項の規定の適用を受ける申請者については、前項の規定にかかわらず、同条第4項の規定による書類の提出後に審査を開始するものとする。

4 審査の結果、応援金の給付要件に該当しない者に対しては、応援金不給付決定通知書を送付する。

(応援金に係る不正受給等への対応)

第7条 申請者の申請が応援金の給付要件を満たさないことが疑われる場合は、町長は次のとおり対応をする。

(1) 提出された書類に関し、審査を行い、不審な点がみられる場合等には、申請書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査を開始する。

(2) 前号の調査の結果、申請者の申請が給付要件を満たさないことが判明した場合には、当該申請者に対する給付決定を取り消し、応援金の返還に係る通知を行う。

(添付書類の特例)

第8条 第4条第3項第1号の開業届の写しについて、相当の事由により提出できないと町長が認める場合は、同号の規定にかかわらず、事業所の所在地が分かる資料で代替することができる。

2 第4条第3項第2号の直近の確定申告書第一表の写しについて、相当の事由により同条第4項に規定する要件を満たしたものを提出できないと町長が認める場合は、同号の

規定にかかわらず，次のいずれかの対応を行う。

- (1) 中小企業者等の場合，対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書に税理士による押印及び署名がなされたもので代替することができる。
 - (2) 中小企業者等の法人名が変更された場合（対象月の属する事業年度に合併により法人名が変更された場合を除く。）には，法人番号に変更がない場合は同一の法人とみなし，法人番号に変更のある場合は別法人とみなす。
 - (3) 個人事業主の場合，令和2年分の住民税の申告書類の控えで代替することができる。また，令和2年分の確定申告が完了していない場合（令和3年4月15日までの申請に限る。），住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合又はその他の事由により当該書類が提出できない場合は，令和元年分の住民税の申告書類の控え又は令和元年分の收受日付が押印された確定申告書の写しで代替することができる。なお，e-Taxによる申請の場合は，受信通知を添付すること。
- 3 第4条第3項の規定にかかわらず，同項第6号に掲げる書類については「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言を申請したことを証する書類の提出により，同項第7号に掲げる書類については「広島コロナお知らせQR」の発行申請をしたことを証する書類の提出により，それぞれ同項第6号及び第7号に掲げる書類の提出に代えることができる。
- 4 前項の規定を適用する場合，申請者は，給付金の申請日から7日以内に，第3項第6号及び第7号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。この場合において，7日以内に当該書類の提出がなかった場合，町長は，当該申請を取り消すことができる。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるものを除くほか，必要な事項については，町長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和3年4月1日から施行する。